



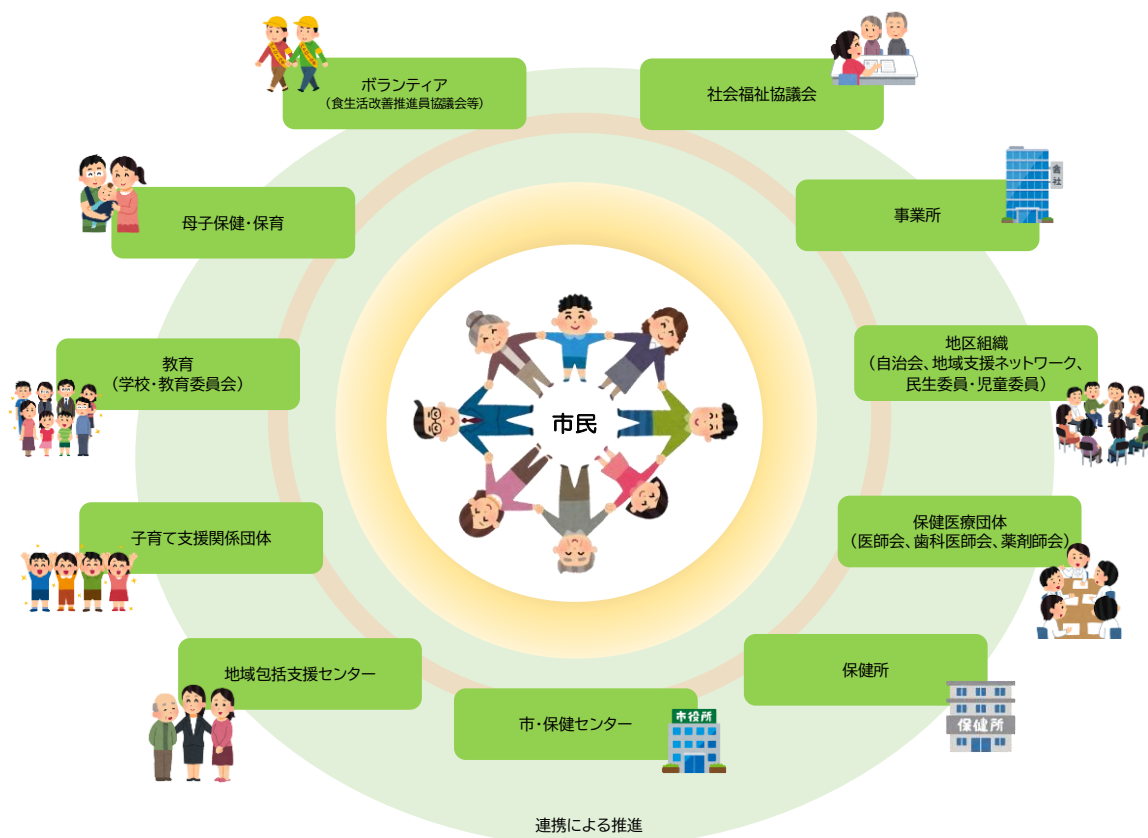
第7章 計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

4計画は、それぞれの基本理念を実現するために、市民、行政、地域の各種団体、医療機関、教育機関、企業等が計画の趣旨や基本理念等を共有し、連携を図るとともに、各主体が協働して取り組むことが必要となります。

市民をはじめ、様々な団体が計画に示された課題や目標を共有できるよう、地域活動を通じて内容を幅広く周知し、計画の推進を図ります。



2 計画の進捗管理

本計画において設定した行動目標や数値目標については、その達成に向けて進捗状況を適宜把握・評価する必要があります。

本計画に基づき行政等が行う健康づくり、食育に関連する施策・事業については、定期的に実施状況を把握することで、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

また、進行状況については、「宮古市健康づくり推進協議会」等で報告します。

